

2026年2月9日

三井住友信託銀行
年金業務推進部

INDEX

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案についてのパブリックコメントの開始について

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案についてのパブリックコメントの開始



POINT

- ✓ 2026年1月30日付で、国民年金基金規則等の一部を改正する省令案についての意見募集手続き(パブリックコメント)が開始されました。
- ✓ 省令案では、令和7年改正法でマッチング拠出の制限が撤廃されることに伴い、省令施行日から2026年11月30日までの間に、加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合は、確定拠出年金法施行令第6条第4号ハに定める企業型DC加入者掛金の額の変更回数の例外とすることなどが定められています。

■ 国民年金基金規則等の一部を改正する省令案について

1. 改正の主旨

○ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。)により、国民年金基金等に係る規定が改正されたことに伴い、関係省令の整備を行う。

2. 改正の概要	<p>○ 個人型確定拠出年金加入者(以下「iDeCo加入者」という。)が複数事業所において使用されている場合であって、中小事業主掛金納付制度の対象となる中小事業主に使用されるとともに、別の事業所において企業型確定拠出年金の加入者となっている、又は確定給付企業年金等の他制度の加入者となっている場合には、iDeCo加入者は企業型確定拠出年金の加入者又は確定給付企業年金等の他制度の加入者となったことを当該中小事業主に対して申し出なければならないこととする。</p> <p>○ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)において、加入者が掛金を拠出することができる旨を企業型確定拠出年金に係る規約に定める場合は、当該加入者の掛金(以下「企業型DC加入者掛金」という。)の額が当該事業主掛金の額を超えないように企業型DC加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならないとされていたところ、当該規定が令和7年改正法により削除された。これを踏まえ、この省令の施行日から令和8年11月30日までの間は、企業型DC加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合は、確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第6条第4号ハに定める企業型DC加入者掛金の額の変更回数の例外とすることとする。</p> <p>○ その他所要の規定の整備を行う。</p>
3. 根拠条項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年改正法附則第34条第7項 ・確定拠出年金法第18条第1項、第68条の2第6項及び第7項並びに第116条 ・確定拠出年金法施行令第6条4号ハ及び第29条第4号ハ
4. 施行期日等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公布日:令和8年3月下旬(予定) ○ 施行期日:令和8年4月1日

■ なお、本件に関する具体的な条文については、判明次第別途ご案内いたします。

(パブリックコメント リンク)

[国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について | e-Govパブリック・コメント](#)

<本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



年金ニュース
バックナンバー
(↑クリックで表示)

ペンションジャーナル等
(↑クリックで表示)

三井住友信託銀行
公式HP
(↑クリックで表示)